

6月定例会 で代表質問

ロゴマークの委託料

生駒市 西松ヶ丘 亀裂の土地問題 など

奈良県議会報告 阪口保

県政だより



県会議員(無所属) 会派-創生奈良

第19号 2016年10月9日発行

■自宅 〒630-0134 生駒市あすか野北3-1-3 ☎0743-78-8435

■ホームページ www.sakagutitamotu.com



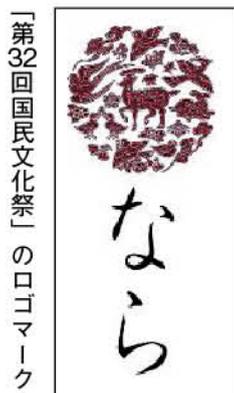
本会議での追及で、高額な委託料 540万円と随意契約が判明!

国民文化祭とは？
演劇、吹奏楽、美術作品などを発表する文化の祭典。毎年各県持ち回りで開催されている。来年は、第32回国民文化祭を奈良県で開催。

質問1 「第32回国民文化祭」のロゴマークの委託料について

他のロゴマークとの事例比較

「第32回国民文化祭・なら2017」	随意契約	540万円
「第28回国民文化祭・やまなし2013」	公募	5万円
「第29回国民文化祭・あきた2014」	公募	5万円
関西広域連合のロゴマーク	公募	10万円
オリンピックのエンブレム	公募	100万円



「第32回国民文化祭」のロゴマーク

来年、奈良県で開催される「第32回国民文化祭」のデザインの決定は、公募せず、実行委員会「会長荒井正吾氏」が決められています。「第28回国民文化祭・やまなし2013」や「第29回国民文化祭・あきた2014」は、公募です。なぜ、奈良県では、公募せずに実行委員会が決定したのか。

一般質問の内容・答弁を抜粋して紹介しています。

市民が作品に応募したり、ロゴマーク決定にかかわる機会をふやすことで国民文化祭の盛り上がりや寄与する効果が期待できます。

東京にあるグッドデザインカンパニー代表の水野学氏に依頼されていますが、決定に至る経緯について県民に明確に説明されていません。

また、水野学氏に依頼したデザインに係る経費はいくらだったのでしょうか。

質問1 知事答弁
基本理念をしっかりと反映させたものを作るとの観点から、3月24日開催の実行委員会におきまして、事務局より水野学さんを候補として提案。く

阪口保のプロフィール

文教くらし委員会委員
関西広域連合議会議員
見張り番・生駒代表幹事



奈良地裁に提訴。原告と山下真弁護士(前生駒市長)と。…毎日テレビVOIS放送より

まモンの作者と聞きふさわしいと考えるなどの意見をいただき、実行委員会で決定していただいた。

ロゴマークのデザインに係る経費は、540万円です。

*再質問①
委託契約は、随意契約なのではないでしょうか。
過去の国民文化祭の時に、公募で、優秀作品費1点5万円のときもございました。



記者会見(見張り番・生駒代表)…毎日テレビVOIS放送より

随意契約の場合、地方自治法施行令で制限があります。どういうか。

知事答弁②
地方自治法施行令に基づき、県の取扱い基準に準拠

その比較対象をして知事はどのように考えているのか。

知事答弁①
随意契約については、5万円の方がいいのかわからないのか、540万円では、高いのかというの、考え方が違います。

議会では、損害賠償を求めることが無理なので、提訴しました

住民訴訟

8月1日 住民監査請求 (ロゴマーク委託料の損害賠償)
見張り番・生駒 (代表 阪口保)

9月16日 奈良地裁に提訴

原告：見張り番・生駒 (代表 阪口保)
弁護士：山下 真
被告：知事 (荒井正吾)
損害：ロゴマーク委託料510万円の損害賠償を求める。

*再質問②
随意契約の場合、地方自治法施行令で制限があります。どういうか。

知事答弁③
法の範囲の中で適切だと思ったら許さるかどうかは人の判断によります。

●私の考え
奈良県は、性質または目的が競争入札に適さないことを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(イ)の規定を準用し、随意契約を締結しています。ロゴマークのデザインは、公募すれば済むことです。この契約は、地方自治法施行例に違反していません。

し行われたものです。

*再質問③
随意契約は、官製談合の温床になったという歴史がございます。

ネットで6月定例会
6月14日質問 (質問の様子は、動画で配信)
奈良県公式ホームページ
検索

→議会→議会インターネット中継→議会中継を見る→28日6月定例会

県へ対応を追及し、検討を約束させる

生駒市西松ヶ丘・亀裂の土地問題 調査の実行、行政代執行や公共工事等を求める

生駒市西松ヶ丘の亀裂の土地問題について

質問2

私は、本年4月20日から複数回の視察をし、現状の調査をいたしました。この土地の現状は、ブルシートの下で、複数の割れ目が発生し土砂の流失が起こっていること。盛り土が崩壊し土砂災害の危険性があること。そのことで、隣接の住宅地にも深刻な影響を与えていると見受けられます。業者が住宅地に隣接した谷の斜面に、無許可で造成を行いました。県の砂防地に指定されている場所であることから、業者の行為は県砂防指定地等管理条例に違反致します。

2011年に業者と連絡が取れなくなっています。県砂防指定地等管理条例の公訴時効は、3年で、既に時効が成立しており、なぜ、時効前に県が業者を告発し業者の責任を問わなかったのか。無許可の盛り土問題について、今後の対応と告発しなかったことも含め、県の対応不足があったと認識しているのかお伺いします。



亀裂の土地問題を追及 …関西テレビNワンダーが県議会を放送



奈良県議会 きょう

奈良“亀裂の土地”問題で県の対応追及

4年半放置… 今後は?

盛り土の取り組み経緯

- 4月20日 住民から相談・現地調査。その後、複数回の現地調査、要望を聴取。
- 4月21日～ 砂防災害対策課課長・郡山土木事務所。副知事に調査と対策を要望。県砂防災害対策課とは、複数回の面談（要望）。



- 5月22日 県政だよりを新聞折り込みで配布（西松ヶ丘住宅地の盛り土問題を掲載）。
- 5月23日 テレビ・新聞各社が一斉に報道。
- 6月19日 代表質問（西松ヶ丘・ロゴマーク）。知事が対策を答弁。関西テレビワンダーが代表質問（西松ヶ丘）を放映。（※この質問後、8月・9月と2回住民説明会が行われた。）
- 7月4日 阪口保県政報告会を開催しました。本年は、約200人の参加を頂きました。参加者からは、質問・ご意見を頂き、今後の県政活動に生かしてまいります。



はばたき小ホールにおいて

質問2 知事答弁
亀裂の変化を把握するためのセンサーを設置するとともに、盛り土の範囲や地質を把握するためのボーリング調査を実施いたします。調査結果を踏まえ、その対応について適切に判断していきたいと思っています。文書で是正指導、口頭指導などを行いました。告発を行っていません。行為者を罰するための告発よりも違法行為を是正させるために主眼を置いてきたためでございます。

再質問 知事答弁
調査がすすむとご説明のできる内容になつつかと思います。今後、告発も視野に入れた手順も考えていきます。無許可の盛り土が原因と特定されれば、行政代執行による対応が考えられます。

再質問 知事答弁
従前からの地盤に起因する場合、下流の住民の生命・安全に被害が及ぶおそれがあり、例えば、県単独の砂防事業による土石流の発生を抑制する工事等の対策を検討していきたい。

*再質問
今まで、住民に説明会がなかったため、住民説明会を持って頂きたい。県砂防指定地等管理条例に明確に違反しており、告発すべきであった。そうでないと業者の社会的責任、この造成は何のためにしたのか。その真相すらわからない状態です。



奈良・生駒市 4年半放置… 知事“亀裂の土地”で行政代執行も…

知事の答弁を報道 …関西テレビNワンダーが県議会を放送